

◎茨城県の給与・定員管理等の公表

茨城県の給与・定員管理等について、次のとおり公表する。

令和8年4月30日

茨城県知事 大井川 和彦

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

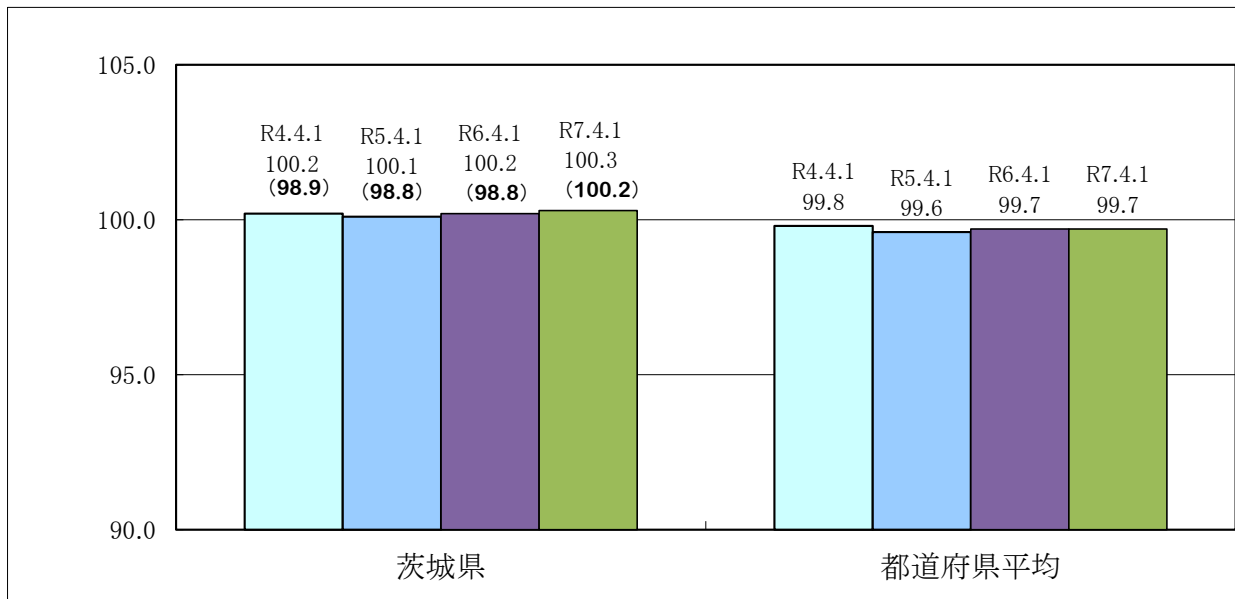
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率	
R6年度	人 2,848,597	千円 1,228,516,378	千円 15,561,547	千円 327,713,116	% 26.7	% 25.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
R6年度	人 34,192	千円 145,675,478	千円 30,650,646	千円 62,130,160	千円 238,456,284	千円 6,974	千円 7,115

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日以後最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

平成29年度より、55歳超職員の昇給停止や勤続年数に応じた昇給上乘せの廃止など、給与水準を抑制する措置を行ったことから、平成29年度をピークにラスパイレス指数は緩やかに低下した。一方で、採用区分にとらわれず、優秀な職員を積極的に昇任させた結果、相対的に給料月額の高い職員割合が増加したこと、その他、国より号給の高い若年層職員数の割合が高かったことにより、R6年度以降、ラスパイレス指数は増加している。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
R6年度	円 400,160	円 388,351	11,809円 ( 3.04%)	% 3.01	% 3.01

(参考) 国の改定率	% 3.62
---------------	-----------

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
R6年度	月 4.66	月 4.60	月 0.06	月 0.05	月 4.65

(参考) 国の年間支給月数	月 4.65
------------------	-----------

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)令和7年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国に準ずることを基本として見直しを実施。

- 行政職給料表6級以下は国に準じて、初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引上げを実施
- 行政職給料表7級の給料表を、課長相当級が使用する7級と、正課長級が使用する特7級に分割
- 行政職給料表特7級、8級及び9級の給料表の各級の初号の給料月額を引上げ水準の重なるを解消し、号給について4号級構成の大きくり化を行うとともに、9級は部長のみが使用
- 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準0~16%に対し、茨城県においては県内一律6%(水戸市及びつくば市は8%)を支給。

(実施時期)令和7年4月1日より実施

(参考)

	令和6年度の 支給割合	令和7年度の 支給割合
国基準による支給割合	7.46 %	7.19 %
茨城県の支給割合(県内一律)	6.0 %	7.1 %

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(令和7年4月1日実施)。また、扶養手当についても令和7年4月1日より段階的に見直しを実施する。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨城県	41.5 歳	330,542 円	416,875 円	377,411 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
茨城県	58.3歳	117人	305,014円	347,991円	330,606円	—	—	—	—
うち用務員	58.4歳	42人	296,790円	329,867円	323,169円	用務員	48.0歳	320,600円	1.0
うち調理員	59.1歳	8人	282,450円	317,020円	309,057円	調理士	48.8歳	251,600円	1.3
うち運転手	56.4歳	7人	334,414円	429,436円	361,252円	自家用自動車運転者	63.0歳	183,300円	2.3
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925円	366,087円	341,488円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
茨城県	5,703,887円	—	—
うち用務員	5,385,382円	4,457,900円	1.2
うち調理員	5,278,811円	3,279,100円	1.6
うち運転手	6,913,302円	2,425,700円	2.9

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務、内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城県	44.4 歳	378,483 円	437,903 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

### ④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城県	41.4 歳	360,490 円	412,264 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

### ⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨城県	38.4 歳	347,650 円	464,601 円	393,199 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		茨 城 県		国	
一般行政職	大学卒	225,600	円	220,000	円
	高校卒	194,500	円	188,000	円
技能労務職	高校卒	192,500	円	—	
高等学校教育職	大学卒	252,000	円	—	
	高校卒	208,900	円	—	
小・中学校教育職	大学卒	252,000	円	—	
	高校卒	208,900	円	—	
警察職	大学卒	257,900	円	255,200	円
	高校卒	230,400	円	216,400	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

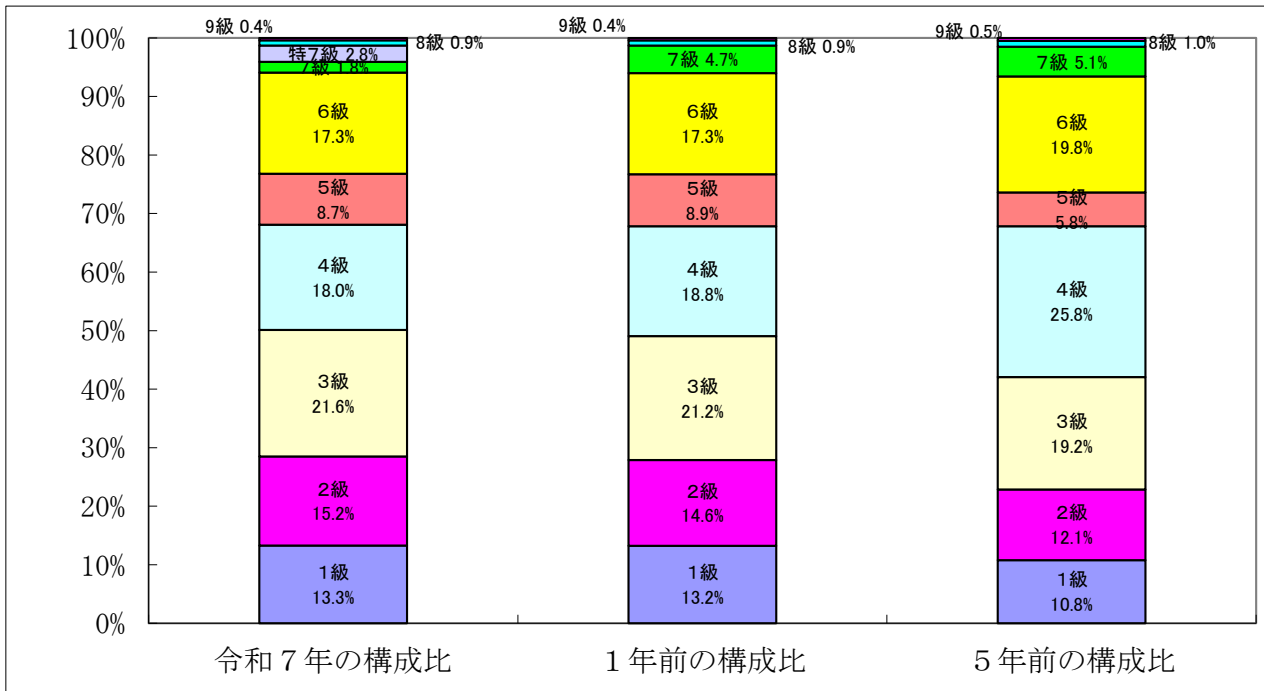
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,066 円	365,781 円	394,951 円	411,304 円
	高校卒	251,726 円	317,926 円	348,388 円	383,760 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	321,300 円
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	339,579 円	401,475 円	428,253 円	441,678 円
	高校卒	—	309,296 円	—	342,472 円
小・中学校教育職	大学卒	334,666 円	392,290 円	415,110 円	430,725 円
	高校卒	246,000 円	—	—	—
警察職	大学卒	313,137 円	392,322 円	412,733 円	435,762 円
	高校卒	288,961 円	364,220 円	396,265 円	422,745 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

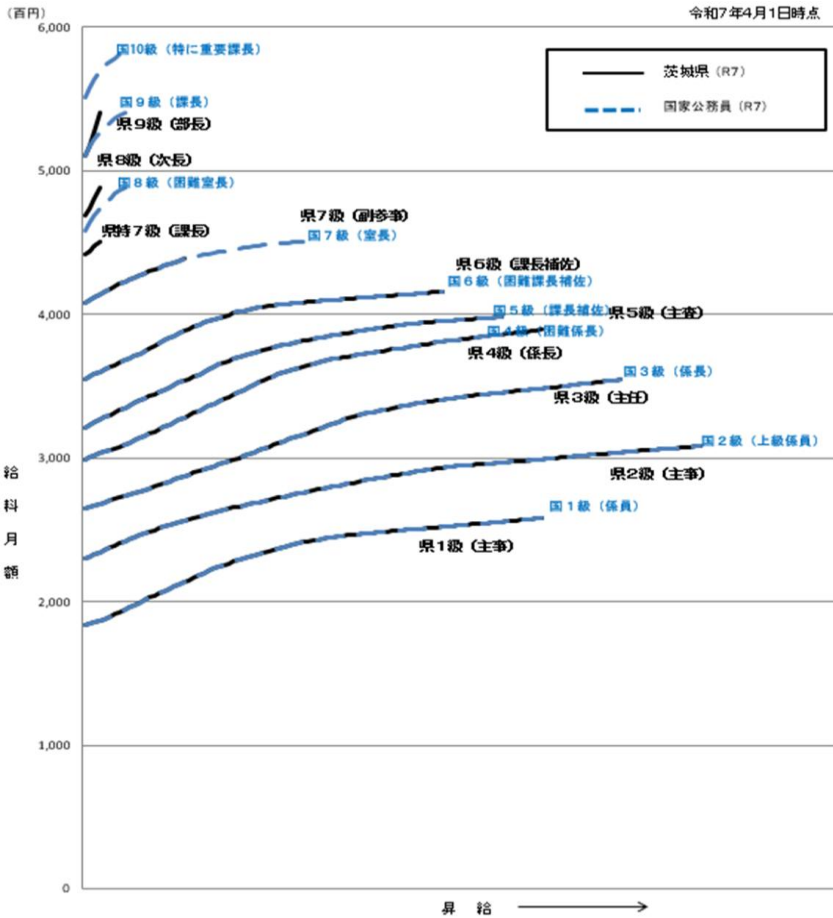
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	人 763	% 13.3	円 183,500	円 258,100
2 級	〃	人 868	% 15.2	円 230,000	円 308,500
3 級	係長・主任	人 1,235	% 21.6	円 265,300	円 354,700
4 級	係長	人 1,032	% 18.0	円 298,800	円 389,300
5 級	課長補佐	人 497	% 8.7	円 321,300	円 398,200
6 級	副参事・技佐・課長補佐	人 992	% 17.3	円 355,200	円 415,700
7 級	副参事・技佐	人 103	% 1.8	円 408,300	円 438,700
特7 級	課長	人 161	% 2.8	円 441,700	円 450,900
8 級	次長	人 50	% 0.9	円 468,800	円 488,500
9 級	部長・次長	人 23	% 0.4	円 510,200	円 540,900

(注) 1 茨城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(茨城県)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分	○	○	○	○
上位, 標準の区分				
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨 城 県		国	
1人当たり平均支給額(R6年度)		-	
1,910 千円			
(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当		
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階, 職務の級等による加算措置有		職制上の段階, 職務の級等による加算措置有	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5~20%</li> <li>・管理職加算 15~25%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5~20%</li> <li>・管理職加算 10~25%</li> </ul>	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(茨城県)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○	○	○	○
上位, 標準の成績率				
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

茨 城 県		国	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度	47.709 月分 47.709 月分	最高限度	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)
1人当たり平均支給額	2,261 千円 22,527 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後そのものの非違によることなく退職した場合を含む。

## (3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)		9,065,777 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)		265,399 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
つくば市	8.0 %	2,436 人	16.0 %
取手市	6.0 %	852 人	15.0 %
守谷市	6.0 %	441 人	14.0 %
牛久市	6.0 %	717 人	11.0 %
水戸市	8.0 %	7,380 人	9.0 %
土浦市・日立市・龍ヶ崎市	6.0 %	4,015 人	9.0 %
古河市・ひたちなか市・神栖市・つくばみらい市・利根町	6.0 %	4,120 人	5.0 %
筑西市・結城市・笠間市・鹿嶋市・那珂市	6.0 %	4,122 人	3.0 %
上記以外の県内地域	6.0 %	9,854 人	2.0 %
東京都特別区	20.0 %	51 人	20.0 %
東京都小平市	16.0 %	2 人	16.0 %
埼玉県さいたま市	14.0 %	6 人	14.0 %
千葉県千葉市	14.0 %	2 人	14.0 %
医師	16.0 %	43 人	16.0 %
平均支給割合	6.75 %	—	6.68 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由	支給対象職員が多い地域(水戸市等)の国の地域手当率が引き下げとなったため。 ※制度完成時には均衡する見込み		

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

## (4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)		1,688,788 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)		133,133 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R6年度)		37.1 %		
手当の種類(手当数)		24		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
県税業務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税業務	355,549 千円	日額320円～740円
福祉業務手当	福祉相談センター等に勤務する職員	要保護者・児童・身体障害者等と直接接して行う社会福祉業務等	9,769 千円	日額580円～1,000円
実習指導手当	産業技術専門学院等に勤務する職員	職業訓練の業務等	23,848 千円	日額530円～1,300円
取締等業務手当	高圧ガス等の保安検査、漁業・狩猟の取締り業務に従事する職員、県民センターの環境・保安課等に勤務する職員等	保安検査、立入検査、漁業取締、狩猟取締、公害防止に関する法令の規定に基づき、工場若しくは事業場等に立ち入り、調査又は検査を行う業務等	1,147 千円	日額290円～750円
家畜等取扱手当	畜産センター等に勤務する職員	種雄牛又は種雌豚の自然交配の準備作業等	10,629 千円	日額230円～4,000円
特殊現場作業等手当	土木部の出先機関等に勤務する職員	公共土木施設災害応急作業、高所作業、トンネル内作業等	1,272 千円	日額210円～1,080円
用地交渉業務手当	土木事務所等に勤務する職員	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う特に困難な交渉業務	1,479 千円	日額1,000円 (深夜 日額1,500円)
医師手当	県立病院等に勤務する医師、歯科医師	医療若しくは試験検査の業務	7,395 千円	月額25,000円～35,000円
獣医師手当	家畜保健衛生所等に勤務する職員	獣医療若しくは試験検査の業務等	23,166 千円	月額5,000円～30,000円
保健衛生業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者と直接接する面接相談、訪問指導又は集団生活指導の業務等	96 千円	日額290円～450円
解剖作業手当	医療大学付属病院、警察本部、警察署等に勤務する職員	死体解剖の補助作業(医師以外)	7,812 千円	1体につき3,200円 (1日5,500円限度)
放射線作業手当	保健所等に勤務する職員	人体に対するエックス線照射の補助作業等	10 千円	日額230円～590円
有害薬剤等取扱手当	消費生活センター等に勤務する職員	病虫害防除のため、特定劇物を用いて行う散布作業等	613 千円	日額290円
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員等	警察官の行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等	126,996 千円	勤務1回410円～1,100円
夜間看護等手当	県立病院等に勤務する職員	深夜における看護等の業務等	20,871 千円	勤務1回2,150円～7,300円
水上作業手当	水産試験場、海洋高等学校に勤務する職員	船籍港及び定係港外における水産に関する試験研究若しくは指導訓練、県有船又は県が借上げた船舶に乗り組んで行う漁ろう作業等	5,243 千円	日額300円～3,800円
潜水作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水具を着用しての潜水作業	101 千円	1時間につき310円～1,500円
警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員	警察職が行う特殊業務	275,487 千円	日額250円～5,200円等
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	非常災害時等の緊急の業務、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、部活動における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの等	907,892 千円	日額2,250円～8,000円
多学年学級担当手当	小学校、中学校に勤務する職員	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級の授業又は指導等	2,352 千円	日額290円～350円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務	188,115 千円	日額200円
夜間学級担当手当	夜間学校を設置する中学校職員	夜間学校で行う教育に従事する教諭等が行う夜間学級に関する業務	1,881 千円	日額560円～720円
航空業務手当	消防防災課、警察本部に勤務する職員	航空機の操縦業務	5,199 千円	航空機に搭乗した時間1時間につき5,100円(通常業務)
在勤手当	財団法人茨城県国際交流協会が運営する上海事務所等に駐在する職員	当該駐在発令に係る業務	49,579 千円	「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の規定の例による在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当(在勤基本手当及び配偶者手当は同法の80%)の合計額相当額を支給

(注) 各手当の支給実績は、給与システムからの抽出によるため、特殊勤務手当全体の支給実績(決算ベース)とは一致しない。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	4,935,054 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	421 千円
支給実績 (R5年度決算)	4,455,508 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	382 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者: 3,000円 (行政職8級相当以上は0円) (2) 子: 11,500円 (3) 配偶者・子以外の扶養親族: 6,500円 (行政職8級相当以上は3,500円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同		2,829,261 千円	246,044 円
住居手当	借家等居住者 (家賃16,000円以上) (1) 家賃27,000円以下の場合 家賃 - 16,000円 (2) 家賃27,000円を超える場合 (家賃 - 27,000円) × 1/2 + 11,000円 (28,000円限度)	同		2,280,187 千円	301,373 円
通勤手当	(1) 交通機関 (電車等) 利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括支給 (上限150,000円) (2) 交通用具 (自動車等) 利用者 距離段階区分に応じ 2,000円 ~ 55,000円	異	交通用具利用者における支給額等	4,809,965 千円	153,452 円
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 30,000円 + 加算額 (職員の住居と配偶者等の住居との交通距離段階区分に応じ 8,000円 ~ 70,000円)	同		54,600 千円	404,444 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 (1) 通常の宿日直勤務 1回につき4,400円 (2) 管理又は監督等の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務 1回につき5,300円 ~ 7,400円 (3) 病院における宿日直勤務 (医師当直勤務) 1回につき21,000円	同		251,504 千円	109,923 円
管理職員特別勤務手当	管理職が以下の勤務をした場合に管理職手当の区分に応じ支給 (1) 臨時又は緊急の必要等のため週休日等に勤務 1回につき6,000円 ~ 12,000円 (勤務が6時間を超える場合 9,000円 ~ 18,000円) (2) 災害への対処等のため平日の深夜に勤務 1回につき3,000円 ~ 6,000円	同		13,597 千円	266,608 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	異	勤務1時間当たりの支給額の算出基礎に農林漁業普及指導手当等を含む	878,025 千円	513,165 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給: 給料表別・職務の級別・管理職の区分別の定額を支給	同		1,812,441 千円	707,708 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する職員に支給 給料表の級号給に応じて 2,000円 ~ 8,000円			1,341,545 千円	61,581 円
初任給調整手当	医師及び歯科医師の資格を有するものをもって充てる職に、大学卒業後一定期間内に採用された職員に支給 最高支給額 医療(一) 310,800円 教育(一) 52,100円	同		66,682 千円	1,481,822 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事した場合に支給 給料月額に100分の2~8を乗じた額			49,885 千円	313,742 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した場合に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	異	勤務1時間当たりの支給額の算出基礎に農林漁業普及指導手当等を含む	400,687 千円	192,453 円
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程の業務に従事する教職員に支給 給料月額及び教職調整額に100分の5(管理職手当受給者については100分の4)を乗じた額			61,951 千円	188,875 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する教職員に支給 給料月額及び教職調整額に100分の5を乗じた額			104,922 千円	217,680 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,340,000 円
	副 知 事	1,080,000 円
報 酬	議 長	1,010,000 円
	副 議 長	900,000 円
	議 員	850,000 円
期 末 手 当	知 事	(R6年度支給割合)
	副 知 事	3.45 月分
	議 長	(R6年度支給割合)
	副 議 長	3.45 月分
	議 員	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.56 36,019,200 円 原則、退職時 給料月額×在職月数×0.42 21,772,800 円 原則、退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

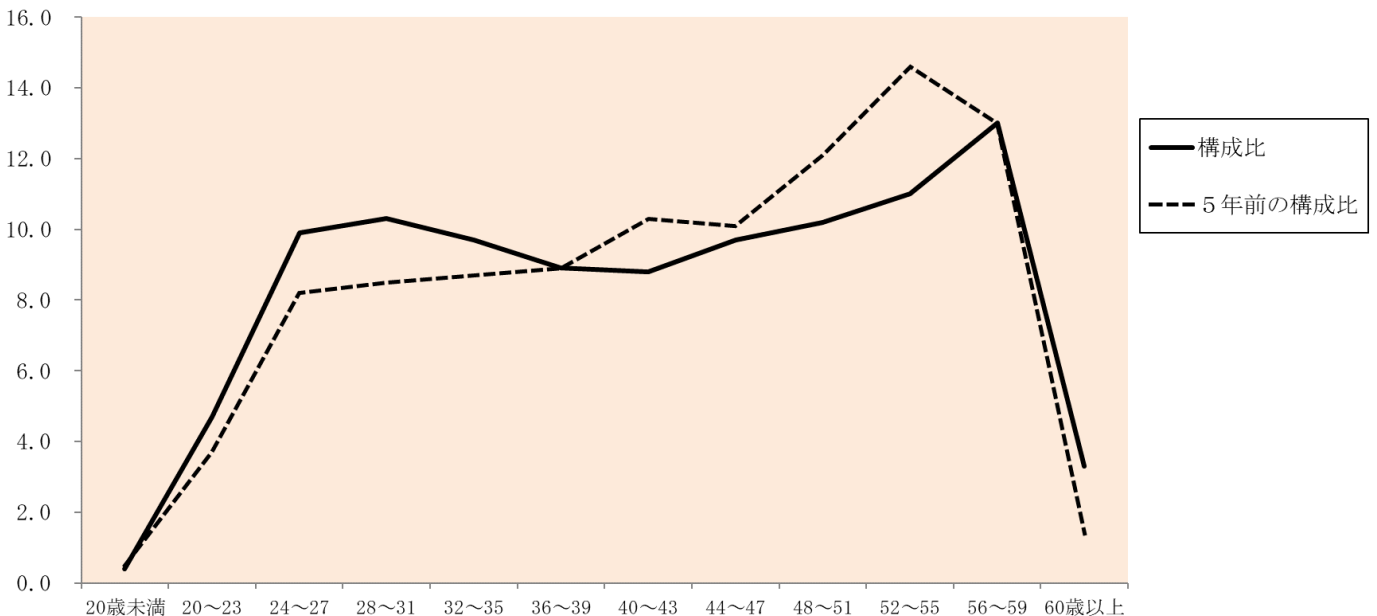
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	40	40	0	付加配置の減 派遣医師の増 付加配置の減 デスティネーションキャンペーンの終了による減 付加配置の減 (参考：人口10万人当たり職員数170人)
		総務企画	755	753	▲2	
		税務	275	267	▲8	
		民生	472	472	0	
		衛生	844	851	+7	
		労働	112	114	+2	
		農林水産	1,225	1,214	▲11	
		商工	274	261	▲13	
		土木	887	880	▲7	
		計	4,884	4,852	▲32	
	教育部門	23,863	23,480	▲383	学級減に伴う担任業務の減	
	警察部門	5,445	5,434	▲11	行政職の欠員不補充による減	
	小 計	34,192	33,766	▲426	(参考：人口10万人当たり職員数1,185人)	
公 会 営 計 企 業 部 門	病 院 水 道 下 水 道 其 他	病院	1,406	1,418	+12	看護師の欠員補充による増
		水道	102	102	0	
		下水道	82	81	▲1	
		その他	147	148	+1	
	小 計	1,737	1,749	+12		
合 計			35,929	35,515	▲414	(参考：人口10万人当たり職員数1,247人)
			[38,305]	[38,303]	[▲2]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



(単位：人)

区 分	20歳 未 満	20歳 \ 23歳	24歳 \ 27歳	28歳 \ 31歳	32歳 \ 35歳	36歳 \ 39歳	40歳 \ 43歳	44歳 \ 47歳	48歳 \ 51歳	52歳 \ 55歳	56歳 \ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	144	1,881	3,796	3,661	3,639	3,344	3,150	3,147	3,467	3,510	3,604	2,172	35,515

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	4,839	4,847	4,829	4,845	4,884	4,852	0.3(%)
教育	22,442	22,482	24,061	23,867	23,863	23,480	4.6(%)
警察	5,413	5,401	5,423	5,406	5,445	5,434	0.4(%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	32,694	32,730	34,313	34,118	34,192	33,766	3.3(%)
公営企業等会計計	1,728	1,727	1,712	1,719	1,737	1,749	1.2(%)
総合計	34,422	34,457	36,025	35,837	35,929	35,515	3.2(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道用水供給事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 38,817,933	千円 -12,678,659	千円 665,505	% 1.7	% 4.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費88,168千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 107	千円 452,555	千円 71,817	千円 181,558	千円 705,930	千円 6,598	千円 7,100

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	41.6歳	368,539円	581,880円
団体平均	44.3歳	368,401円	590,688円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,647千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,753千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分 ※知事部局と同様	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※知事部局と同様	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
※知事部局と同様		
1人当たり平均支給額		17,486千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当令和7年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)		26,117千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		239,605円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
水戸市、つくば市	8.0%	27人	8.0%
その他市町村	6.0%	80人	6.0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額 (R6年度決算)		29千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		5,800円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R6年度)		4.5%	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上10m以上での監督・検査業務等	日額220円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う困難な交渉業務	日額1,000円 (夜間 日額1,500円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額290円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1勤務1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	32,211千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	329千円
支給実績 (R5年度決算)	28,326千円
職員1人当たり平均支給年額R5年度決算)	290千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (R6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異 同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者:3,000円(行政職8級相 当以上は0円) (2)子:11,500円 (3)配偶者・子以外の扶養親族: 6,500円(行政職8級相当以上は 3,500円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度 末までの間にある子一人につき5,000 円を加算	同	なし	10,968千円	255,059円
住居手当	借家等居住者(家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 (28,000円限度)	同	なし	7,571千円	291,177円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括 支給(上限150,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000円～55,000円	同	なし	23,107千円	224,333円
単身赴任 手当	単身赴任の職員に支給 30,000円+加算額 (職員の住居と配偶者等の住居との 交通距離段階区分に応じ8,000円 ～70,000円)	同	なし	—	—
管理職手 当	管理、監督の地位にある職員に支給 給料表別・職務の級別・管理職手当 の区分別の定額を支給	同	なし	8,848千円	804,327円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間(深夜)に 勤務した場合に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の 25を乗じた額	同	なし	53千円	4,059円
管理職特 別勤務手 当	管理職が以下の勤務をした場合に管 理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週 休日等に勤務 1回につき6,000円～12,000円 (勤務が6時間を超える場合 9,000円～18,000円) (2)災害への対処等のため平日の深 夜に勤務 1回につき3,000円～6,000円	同	なし	9千円	8,500円

## (2) 工業用水事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 10,533,676	千円 2,159,982	千円 441,048	% 4.2	% 5.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費84,326千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 71	千円 310,139	千円 57,156	千円 127,008	千円 494,303	千円 6,962	千円 6,610

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### イ 特記事項

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	41.5歳	367,725円	589,493円
団体平均	45.1歳	352,214円	549,834円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均等
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,815千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,625千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分 ※知事部局と同様	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※知事部局と同様	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
※知事部局と同様		
1人当たり平均支給額	17,486千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		18,102千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）		258,597円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
水戸市、つくば市	8.0%	37人	8.0%
その他市町村	6.0%	34人	6.0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額（R6年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）		—	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上10m以上での監督・検査業務等	日額220円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う困難な交渉業務	日額1,000円 （夜間 日額1,500円）
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額290円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1勤務1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	26,048千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	426千円
支給実績（R5年度決算）	16,930千円
職員1人当たり平均支給年額R5年度決算）	283千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異 同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者:3,000円(行政職8級相 当以上は0円) (2)子:11,500円 (3)配偶者・子以外の扶養親族: 6,500円(行政職8級相当以上は 3,500円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度 末までの間にある子一人につき5,000 円を加算	同	なし	7,107千円	215,350円
住居手当	借家等居住者(家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 (28,000円限度)	同	なし	6,267千円	284,629円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括 支給(上限150,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000円~55,000円	同	なし	15,331千円	247,260円
単身赴任 手当	単身赴任の職員に支給 30,000円+加算額 (職員の住居と配偶者等の住居との 交通距離段階区分に応じ8,000円 ~70,000円)	同	なし	—	—
管理職手 当	管理、監督の地位にある職員に支給 給料表別・職務の級別・管理職手当 の区分別の定額を支給	同	なし	9,498千円	949,800円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間(深夜)に 勤務した場合に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の 25を乗じた額	同	なし	14千円	3,354円
管理職特 別勤務手 当	管理職が以下の勤務をした場合に管 理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週 休日等に勤務 1回につき6,000円~12,000円 (勤務が6時間を超える場合 9,000円~18,000円) (2)災害への対処等のため平日の深 夜に勤務 1回につき3,000円~6,000円	同	なし	—	—

### (3) 地域振興事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 1,187,150	千円 -23,777	千円 18,604	% 1.6	% 0.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費12,518千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 4	千円 19,036	千円 2,202	千円 8,068	千円 29,306	千円 7,327	千円 6,688

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県企業局	41.5歳	410,709円	640,375円
団体平均	45.7歳	356,716円	556,084円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

茨城県企業局	団体平均
1人当たり平均支給額（R6年度） 2,017千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,687千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	
※知事部局と同様	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 ※知事部局と同様	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）※ <企業局全事業共通>

茨城県企業局		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
※知事部局と同様		
1人当たり平均支給額	17,486千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)		1,123千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R3年度決算)		280,661円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
水戸市、つくば市	8.0%	4人	8.0%

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給総額 (R6年度決算)		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R6年度)		－ %	
手当の種類 (手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業等手当	右記の業務を行う者	地上10m以上での監督・検査業務等	日額220円
用地交渉業務手当	右記の業務を行う者	公共の用に供する用地の取得のために、現地において行う困難な交渉業務	日額1,000円 (夜間 日額1,500円)
有害薬剤等取扱手当	右記の業務を行う者	毒物劇物等を用いて行う科学分析業務等	日額290円
深夜特殊勤務手当	右記の業務を行う者	深夜でのポンプ運転業務	1勤務1,100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R6年度決算)	1,007 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)	336 千円
支給実績 (R5年度決算)	2,111 千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	528 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (R6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異 同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)配偶者:3,000円(行政職8級相 当以上は0円) (2)子:11,500円 (3)配偶者・子以外の扶養親族: 6,500円(行政職8級相当以上は 3,500円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度 末までの間にある子一人につき5,000 円を加算	同	なし	560千円	186,500円
住居手当	借家等居住者(家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 (28,000円限度)	同	なし	252千円	252,000円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による一括 支給(上限150,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000円～55,000円	同	なし	146千円	72,600円
単身赴任 手当	単身赴任の職員に支給 30,000円+加算額 (職員の住居と配偶者等の住居との 交通距離段階区分に応じ8,000円 ～70,000円)	同	なし	—	—
管理職手 当	管理、監督の地位にある職員に支給 給料表別・職務の級別・管理職手当 の区分別の定額を支給	同	なし	798千円	798,000円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間(深夜)に 勤務した場合に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の 25を乗じた額	同	なし	—	—
管理職特 別勤務手 当	管理職が以下の勤務をした場合に管 理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のため週 休日等に勤務 1回につき6,000円～12,000円 (勤務が6時間を超える場合 9,000円～18,000円) (2)災害への対処等のため平日の深 夜に勤務 1回につき3,000円～6,000円	同	なし	—	—

## (4) 病院事業

### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	千円 26,320,042	千円 ▲ 1,505,696	千円 13,642,803	% 51.8	% 51.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 8,002
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 1,196	千円 5,449,474	千円 2,244,519	千円 2,146,127	千円 9,840,120	千円 8,228	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城県病院局(医師)	42.4 歳	578,992 円	1,212,290 円
団体平均	42.2 歳	581,154 円	1,481,949 円
茨城県病院局(看護師)	40.0 歳	349,911 円	571,094 円
団体平均	41.0 歳	320,672 円	534,224 円
茨城県病院局(事務職員)	41.0 歳	358,046 円	585,169 円
団体平均	45.7 歳	335,022 円	548,970 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城県病院局		団体平均	
1人当たり平均支給額(R6年度)		1人当たり平均支給額(R6年度)	
1,770 千円		1,659 千円	
(R6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.50 月分	2.10 月分		
(1.400) 月分	(1.000) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階, 職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~25%			
※知事部局と同様			

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

茨城県病院局			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	660 千円	19,121 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後そのものの非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(R6年度決算)		414,325	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)		346,426	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
茨城県	6.0 %	1,014 人	6.0 %
茨城県(医師及び歯科医師の資格を有するものをもって充てる職に採用された職員)	16.0 %	182 人	16.0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給総額(R6年度決算)	449,242 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	434,050 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R6年度)	86.5 %		
手当の種類(手当数)	12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	適用給料表		支給額
	医(一)	4級又は3級の局長、局次長等	50,000円
		3級の局長、局次長等以外及び2級の医員以外	35,000円
		2級以下の医員	30,000円
解剖作業手当	県立病院に勤務する職員(医師以外の職員)	死体解剖の補助作業	1体につき 3,200円 ※1日5,500円限度

夜間看護等手当	県立病院に勤務する職員	深夜における看護等の業務	勤務時間が深夜の全部を含む勤務1回 8,200円(7,300円) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 勤務1回 4,300円(3,550円) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 勤務1回 3,900円(3,100円) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 勤務1回 2,150円  ※( )の金額は透析センターでの勤務時における支給額										
		待機期間中に救急患者の対処のため呼び出しを受けて従事した手術等の業務(1時間以上のものに限る)	勤務1回 1,620円										
		救急患者対処及び医療観察法病棟外泊訓練の呼び出しのための待機をした場合	医師 待機1回 2,300円 医師以外 待機1回 3,000円										
医療技術者等手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 医学物理士</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			職 種	支給月額	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 医学物理士	20,000円	臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員	12,000円	薬剤師	10,000円	視能訓練士	8,000円
職 種	支給月額												
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 医学物理士	20,000円												
臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員	12,000円												
薬剤師	10,000円												
視能訓練士	8,000円												
救急対応手当	県立病院に勤務する職員	医師が宿直勤務時間帯において救急外来患者に対応した場合	救急外来患者対応 1人につき 1,000円										
		医師以外の職員が宿直勤務時間帯に救急外来患者に対応した場合	看護師長以外 宿直勤務1回 1,000円 看護師長 宿直勤務1回 5,000円										
		管理職手当の支給対象となる医師が、週休日等を除く勤務日の正規の勤務時間を超えて手術等に従事した場合	区分 支給額 6時間超 1種 12,000円 18,000円 2,3種 10,000円 15,000円 4,5種 8,500円 12,750円										

放射線作業手当	県立病院に勤務する職員	看護師等が、もっぱら放射線照射をする作業の補助業務に従事した場合	業務に従事した日1日につき 230円 430円(1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上の場合)	
		診療放射線技師が放射線照射をする作業等に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合	1月につき 4,000円	
防疫等作業手当	県立病院に勤務する職員	結核病床に勤務する看護師等が、もっぱら患者の看護等に従事した場合	勤務1回 290円	
		職員が、もっぱら結核病棟で宮繕その他の作業に従事したとき	勤務1回 200円	
		こころMCに勤務する看護師、准看護師が、もっぱら精神病患者に接する作業に従事したとき	勤務1回 290円	
		職員が、中央病院、こころMC又は患者を移送する自動車において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、右記の対象作業に従事した場合	・患者への診療業務若しくは手術又は接して行う作業 ・患者が使用した物件の処理	勤務1回 3,000円
			上述の作業に「もっぱら従事した場合」	勤務1回 4,000円
			上述の作業に「長時間従事した場合」	勤務1回 6,000円
			・疑いのある者への診療業務若しくは手術又は接して行う作業 ・疑いのある者が使用した物件の処理	勤務1回 1,500円
			患者又は疑いのある者の検体の遺伝子検査	勤務1回 1,000円
患者又は疑いのある者の検体の遺伝子検査以外の検査	勤務1回 250円			
診療等応援業務手当	県立病院に勤務する職員	県立病院以外の病院等において、診療等の業務に従事した場合	病院事業管理者が別に定める額	
分べん手当	県立病院に勤務する職員	産婦人科の医師が分べんに関する業務に従事した場合	1件につき 10,000円	
特殊業務従事者手当	県立病院に勤務する職員	職員が、特殊な環境の下において心身に負担を与える業務に従事した場合	病院事業管理者が別に定める額	
医療業務手当	一定の救急医療等を担うものとして別に定める病院に勤務する看護師その他別に定める職員	業務に従事した場合	病院事業管理者が別に定める額	
特殊現場作業等手当	別に定める公署に勤務する職員	著しい危険を伴う作業等に従事した場合	病院事業管理者が別に定める額	

オ 時間外勤務手当

支給実績 ( R6 年度決算 )	882,562 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( R6 年度決算 )	1,024 千円
支給実績 ( R5 年度決算 )	822,374 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( R5 年度決算 )	844 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (R5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (R6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者: 3,000円 (行政職8級相当以上は0円) (2) 子: 11,500円 (3) 配偶者・子以外の扶養親族: 6,500円 (行政職8級相当以上は3,500円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子一人につき5,000円を加算	同	なし	107,023 千円	254,211 円

住居手当	借家等居住者 (家賃16,000円以上) ①家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ②家賃27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2 +11,000円(28,000円限度)	同	なし	91,813 千円	303,013 円
通勤手当	(1)交通機関(電車等)利用者 6ヶ月定期券等の価額による 一括支給(上限150,000円) (2)交通用具(自動車等)利用者 距離段階区分に応じ 2,000円~55,000円	同	なし	190,722 千円	204,418 円
初任給調整手当	医師及び歯科医師の資格を有 するものをもって充てる職に、大 学卒業後一定期間内に採用され た職員に支給 最高支給額 医療(一)310,800円	同	なし	445,418 千円	3,009,581 円
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 30,000円+加算額(職員の住居 と配偶者等の住居との交通距離 段階区分に応じ8,000~70,000 円)	同	なし	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に 支給 (1)通常の宿日直勤務 1回につき4,700円 (2)管理又は監督等の業務その 他特殊な業務を主として行う宿日 直勤務 1回につき7,700円 (3)病院における宿日直勤務 (医師当直勤務) 1回につき22,500円	異	(1)、(3)につ いて、5時間 未満2,350 円、11,250 円。 また、夜間救 急・当直勤務 は1回につ き、7700円(5 時間未満は 3,850円)	65,611 千円	385,947 円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命じられ た職員に支給 1時間当たりの給与額に100分の 135を乗じた額	同	なし	141,874 千円	487,540 円
管理職員特別勤務手当	管理職が以下の勤務をした場合 に管理職手当の区分に応じ支給 (1)臨時又は緊急の必要等のた め週休日等に勤務 1回につき7,000円~12,000円 (勤務が6時間を超える場合 10,500円~18,000円) (2)災害への対処等のため平日 の深夜に勤務 1回につき3,500円~6,000円	異	(1)につい て、医師 は2倍の額	4,565 千円	652,143 円